

見積依頼事業者 様

埼玉県環境整備センター

所長 清水 直人

(公印省略)

見積指名について（通知）

下記の業務委託について、貴社を指名したので契約希望があれば、埼玉県財務規則に従い設計図書及び委託場所等を熟知の上、見積書を提出してください。

記

1 対象業務委託

(1) 業務委託名 〇8廃棄物等搬入管理システム保守管理業務委託

(2) 業務委託場所 埼玉県環境整備センター 大里郡寄居町大字三ヶ山地内

2 見積手続き等の方法

この案件は、資料の提出、届出及び見積を埼玉県電子入札共同システム（以下システム）という。）により行う対象案件である。

3 見積書受付期間 令和8年 9月10日（木） 9時00分から
令和8年 9月14日（月） 16時00分まで

4 見積合わせ日時 令和8年 9月15日（火） 10時00分

5 その他見積執行に関する事項

(1) 設計図書

設計図書及び仕様書等は、システムのうち入札情報公開システムにより掲載する。

公開日 令和8年 8月31日（月）

(2) 質問

質問がある場合は、次のとおり質問をシステムにより提出すること。

ア 受付日

令和8年 8月31日（月） 9時00分から

令和8年 9月 7日（月） 16時00分まで

イ 質問に対する回答日

令和8年 9月 9日（水） 15時00分までに提示

(3) 見積に関する注意事項

ア 見積に参加する者に必要な資格のない者がした見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

イ 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額)をもって契約価格とするので、見積書提出者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

6 契約の特定条件

(1) 契約保証金

ア 見積者は契約金額の100分の1以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)の契約保証金を納付しなければならない。

イ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した者

(イ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(ウ) 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を、単体企業又は特定建設工事共同体の代表構成員として、過去2年の間に2回以上全て誠実に履行した者

(エ) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(ウにあっては、保証金額)と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証

ウ 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

(2) 前金払 しない

(3) 委託期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

7 その他

(1) 見積を希望しない場合には、参加しないことができる。

(2) 過去1年間に不正行為により逮捕され又は本県内で工事事故等を起こし、かつ県に報告していない場合は、入札前に申し出ること。

(3) 見積にあたって現場の調査を実施する場合は、事前に日程をセンターと打ち合わせること。

(4) 見積合わせの結果、再度見積りを行う場合は、同日中に行うことができる。

(5) 本業務委託は、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更条項(スライド条項)を適用する契約である。

8 問い合わせ先

埼玉県環境整備センター 管理運営担当 TEL 048-581-4070